

計量制度の見直しに伴う適正計量管理事業所の留意事項

平成30年8月

(令和4年9月改訂)

経済産業省産業技術環境局

計量行政室

**1. 趣旨**

適正計量管理事業所（以下「適管」という。）は、特定計量器を使用し適正な計量管理を行う事業所について、都道府県知事が指定を行うものです（計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第127条第1項。計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）第41条により国の事業所以外の事業所については、都道府県知事が指定）。

平成29年6月に施行令が改正され、特定計量器である質量計に「自動はかり」が追加されました。すでに適管に指定されている事業所であって自動はかりを使用している事業所は、以下2. に記す対応を行う必要があります。

**2. 「自動はかり」の特定計量器への追加に伴って必要となる事項**

**(1) 変更届出**

適管の指定申請書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ることとされています（法第133条で準用する法第62条）。指定申請書には、使用する特定計量器の名称、性能及び数を記載することとされているので（法第127条第2項）、すでに適管に指定されている事業所であって自動はかりを使用しているすべての事業所は、以下のとおり「指定申請書記載事項変更届」を提出しなければなりません。

指定申請書記載事項変更届

届け出る者	すでに適管に指定されている事業所であって、自動はかり（取引・証明用か否か、4器種（※1）か否かを問わない）を使用しているすべての事業所	
届出の時期  （※2）	自動捕捉式はかり	平成31年（2019年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日までの間
	ホッパースケール、 充填用自動はかり及び コンベヤスケール	令和2年（2020年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日までの間

	上記以外のその他の自動はかり	平成31年(2019年)4月1日～令和13年(2031年)3月31日までの間。
届出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請書記載事項変更届 (計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)様式第55。なお、平成29年9月に様式第55は改正され、自動はかりについては名称、性能、数、取引・証明用か否かの別及び数、並びに施行規則第103条の規定により経済産業大臣が定める特定計量器の分類(※3)を記載する必要があります。)</li> </ul>	
届出先	事業所の所在地を管轄する都道府県知事(ただし、所在地が特定市町村の区域にある場合は特定市町村の長を経由すること)(※4)	

(※1) 4器種：自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール

(※2) 施行規則 附則(平成29年9月22日経済産業省令第69号)第4条

(※3) 自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール又はその他の自動はかり のいずれかを記載する必要がある。

(※4) 施行規則第81条で準用する同規則第31条第1項

## (2) 定期的な自主検査の実施

自動はかりの特定計量器への追加に伴い、自動はかり(その他の自動はかりを除く)を使用する適管は、計量士による検査(自主検査)を定期的実施しなければなりません(法第128条第1号及び施行規則第75条第2項)。自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールについては、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)において、自主検査の際の基準とすべき性能、器差(使用公差)等の技術基準としてそれぞれの器種に対応するJISが引用されていますので、上記(1)の変更届の提出後、定期的な自主検査を実施してください。

## (3) 帳簿の記載

適管は、施行規則第77条で定めるところにより、帳簿を備え、使用する特定計量器について計量士が行った自主検査の結果を記載し、これを保存しなければならない、とされています(法第129条)。自動はかり(その他の自動はかりを除く)を使用する適管は、一般計量士が行った上記(2)の自主検査の結果を遅滞なく帳簿に記載し、事業所に備え付けてください。

この帳簿の記載は、変更届と同様、次表に示す時期にそれぞれ開始してください。

帳簿の記載

帳簿の記載 の開始時期	自動捕捉式ばかり	平成31年(2019年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日の間であって、上記(1)の変更届の提出後。
(※1)	ホッパースケール、 充填用自動ばかり及 びコンベヤスケール	令和2年(2020年)4月1日以後～令和13年(2031年)3月31日の間であって、上記(1)の変更届の提出後。

(※1) 施行規則 附則(平成29年9月22日経済産業省令第69号)第4条

**(4) 報告書の提出**

適管は、施行規則第96条で定めるところにより、毎年度、使用した特定計量器の種類や数、自主検査を実施した数等を記載した報告書(同規則様式第91)を、当該年度終了後30日を経過する日までに、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出する必要があります。自動ばかりを使用する適管は、変更届を提出した年度以降、毎年度終了後30日を経過する日までに、使用する特定計量器(自動ばかりを含む)について記載した報告書を提出してください。

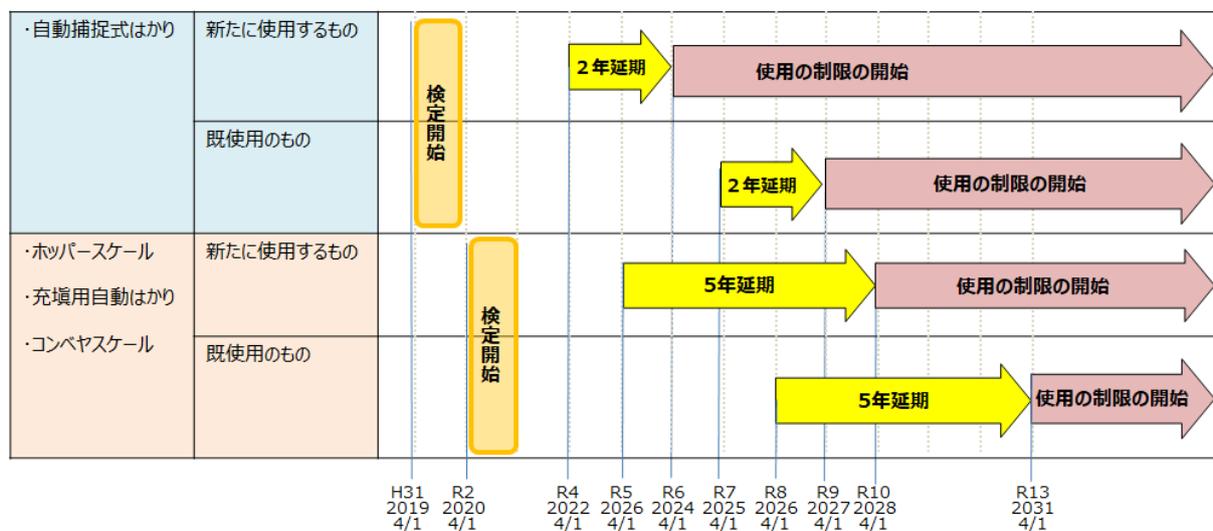
**(5) 検定の受検**

適管に限らず、検定の対象となる4器種の自動ばかり(自動捕捉式ばかり、ホッパースケール、充填用自動ばかり及びコンベヤスケール)を取引又は証明に使用する場合は、当該自動ばかりについて検定を受検し、合格することが必要です。

検定の開始時期等は、自動ばかりの種別等により異なりますので、ご注意ください。

(参考) 検定の実施時期

(令和4年8月現在)



**第1弾自動はかり…自動捕捉式はかり**

**第2弾自動はかり…ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール**

検定開始時期：

第1弾自動はかり：平成31年（2019年）4月1日

第2弾自動はかり：令和2年（2020年）4月1日

「すでに使用されている自動はかり」については、それぞれ下記に掲げる期限までに検定を受検し、合格する必要がある。

- ・第1弾自動はかり…令和9年（2027年）3月31日まで
- ・第2弾自動はかり…令和13年（2031年）3月31日まで

※「新たに使用する自動はかり」と「すでに使用されている自動はかり」の判別

<すでに使用されている自動はかり>

第1弾自動はかりについて、令和6年（2024年）3月31日（注）までに、  
第2弾自動はかりについて、令和10年（2028年）3月31日（注）までに、  
取引又は証明に使用しており、検定証印等が付されていない（注）もの

<新たに使用する自動はかり>

「すでに使用されている自動はかり」以外のもの

例えば、第1弾自動はかりについて、令和6年（2024年）4月1日以降に取引又は証明に使用するために購入したものなどが該当。

（注）それぞれの時期までの間に、取引又は証明に使用する前に検定を受検する場合は、「新たに使用する自動はかり」として検定を受検することになる。

※検定の有効期間と次回検定時期：

有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して2年間（適管で使用のものは6年間（変更届後））となるため、検定証印に記された有効期間内に次回の検定を受検し、合格する必要がある。

### 3. 自動はかりの検定証印有効期間と適管変更届出との関係

平成29年6月1日の施行令改正により、自動はかりのうち検定対象4器種について検定証印の有効期間が新たに規定され、適管が使用する自動はかりは「6年」、それ以外は「2年」と規定されました。

ただし、この適管の検定証印有効期間「6年」は、上記2.（1）の変更届を提出してはじめて適用されます（施行規則 附則（平成29年9月22日経済産業省令第69号）第4条第5項）。適管変更届の提出前に当該自動はかりの検定を受けることも制度上は可能ですが、当該検定に合格した場合に付される検定証印有効期間は「6年」ではなく「2年」となります。また、その場合は適管変更届の提出後、当該2年の満了までに検定を受検して合格し、かつ、その次年度以降も適管を継続する場合は、以降の有効期間が「6年」となります（下図参照。特定計量器検定検査規則第25条、第26条の2）。

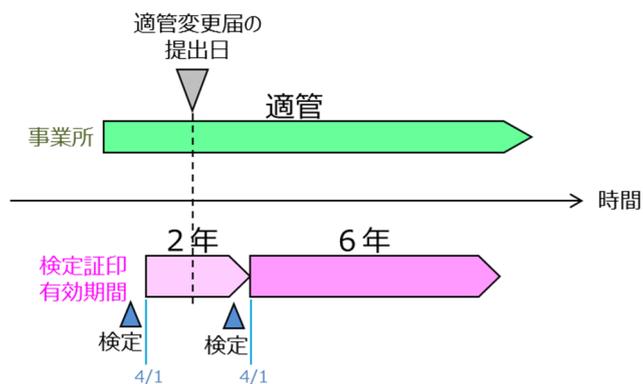


図 有効期間2年の途中で変更届出がされた場合

なお、検定証印の有効期間が通常の2年か、適管の6年かを明確にするため、検定証印（はり付け印）の様式を定める告示（※）を平成31年3月に改正し、適管の指定を受けている事業所が使用する自動はかりの検定に合格したときに貼り付ける検定証印の様式を追加しています。

（※）計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件（平成30年経済産業省告示第57号）



図 適管において使用する自動はかりの検定証印の様式

#### 4. Q&A

全般	
Q 1	「自動はかり」の特定計量器への追加に伴って適管に新たに発生する業務（変更届出、定期的な自主検査の実施、帳簿の記載、報告書の提出）について、その対象となる自動はかりは、取引・証明に使用されるものに限定されるのか。
A 1	<p>適管の指定は、その使用する特定計量器を適正に管理する事業者に対し行われるものであり、使用する自動はかりが取引・証明用か否かを問わず、適管が使用する特定計量器に関して、変更届出や定期的な自主検査、帳簿の記載、報告書の提出をする必要があります。</p> <p>（備考）自動はかりの器種によっては、定期的な自主検査及び帳簿の記載が必要ない場合があります。（2.（2）及び（3）並びにQ 2を参照）</p>
Q 2	検定対象の4器種以外のその他の自動はかりについては、どのように管理をしなければならないのか。
A 2	<p>その他の自動はかりについては、施行令第5条の規定により法第16条が適用されないことから、適管においては法第128条第1号の検査の実施は求められませんが、同条第2号の規定に基づく計量管理の方法により管理を行う必要があります。また、変更届出及び報告書の提出の対象にも含まれます。</p> <p>なお、その他の自動はかりを取引・証明に使用する場合は、法第10条の適用対象となりますので、正確計量の実施の観点から適正な計量管理に努めてください。</p>
Q 3	使用する自動はかりが、検定対象の4器種又はその他の自動はかりのどの機種に属するかはどのように判断したらよいか。
A 3	<p>経済産業省の計量制度見直しHPの4器種簡易判別フローチャート及び各以下のJISの適用範囲及び定義を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS B7607 自動捕捉式はかり、・JIS B7603 ホッパースケール</li> <li>・JIS B7604-1 充填用自動はかり－第1部：計量要件及び技術要件</li> </ul>

	・ JIS B7606-1 コンベヤスケールー第 1 部：計量要件及び技術要件
手続の実施時期	
Q 4	自動はかりを使用している適管は、いつからいつまでに変更届を提出すればよいのか。その期間を過ぎた場合はどうなるのか。
A 4	変更届の提出時期は、使用する自動はかりの種類によって異なります。本紙 2. (1) を参照してください。また、自動はかりを使用しているにもかかわらず変更届が提出されない場合は、適管の指定が取り消されることがありますので注意してください。
Q 5	自動はかりを使用する適管が行うこととされている業務（変更届出、定期的な自主検査、帳簿の記載、報告書の提出）について、これらを行うべき順序（時期的な前後関係）を教えてください。
A 5	自動はかりのうち検定対象の 4 器種については、特定計量器検定検査規則が改正され、その技術基準（J I Sによる旨）が規定されました。計量管理規程を変更するなど、自動はかりの定期的な自主検査を実施する体制を整えた後、遅滞なく適管の変更届を提出し、法令に基づく定期的な自主検査を開始してください。なお、変更届の提出時期は Q 4 を参照してください。 帳簿の記載は、定期的な自主検査の実施結果を記載してください。 報告書の提出は、変更届が提出された年度の終了後 30 日を経過する日まで（すなわち変更届出の翌年度 4 月末まで）に行ってください。
Q 6	変更届出を行う前に、毎年度の報告書を提出する必要はあるのか。 報告書の提出前に、定期的な自主検査を一度は実施していなければならないのか。
A 6	自動はかりについて記載した報告書は、自動はかりに係る適管変更届出を行った年度の終了後 30 日を経過する日まで（すなわち変更届出の翌年度 4 月末まで）に提出してください。以降毎年度、その翌年度 4 月末までに報告書を提出する必要があります。 なお、定期的な自主検査は、あらかじめ定めた実施頻度・時期に従って実施すればよく、必ずしも報告書の提出前に自主検査を実施する必要はありません。
Q 7	自動はかりについて、J I S の制定や特定計量器検定検査規則の改正を待たずに業務（変更届出、定期的な自主検査の実施、帳簿の記載、報告書の提出）を開始できるのか。
A 7	変更届出及び帳簿の記載の時期については、本紙 2. (1) 及び (3) に記載するとおりであり、これらの業務を開始できる日までに J I S の制定や特定計量器検定検査規則の改正がされる見通しです。また、法令に基づく定期的な自主検査は変更

	<p>届出の後に実施することになりますが、それよりも前に法令に基づかない自主検査をすることを妨げるものではありません。</p> <p>報告書の提出については、変更届を提出した年度以降、毎年度の終了後30日を経過する日までに、使用する特定計量器（自動はかりを含む）について記載した報告書を提出してください。</p>
<b>計量士の役割</b>	
Q 8	適管の自動はかりに係る定期的な自主検査において、計量士は実際に何を行うべきか。
A 8	他の特定計量器と同様です。法第128条第1号の定期的な検査や施行規則第75条第2項で規定する事項等を行う必要があります。
Q 9	<p>法第128条第2号の計量管理の方法のうち、施行規則第75条第3項第2号の検査について、以下①又は②のとおり行うことは問題ないか。</p> <p>① 適管の事業所内で実施する検査の一連の行為を計量士の指導の下に適正計量管理主任者及び従業員が行う。</p> <p>② 計量管理体制に含まれていない外部機関に検査を委託し、当該事業所の計量管理を行う計量士が立ち会い、又は検査記録を確認することにより、妥当性の判定を行う。</p>
A 9	<p>適管制度は、特定計量器の自主管理を行う能力のある事業所を指定する制度であり、法第128条第2号の計量管理の方法（施行規則第75条第3項）の実施は、指定を受ける当該適管に求められています。</p> <p>上記①については問題ありません。施行規則第75条第3項の規定に従って実施してください。</p> <p>上記②については、外部機関への検査の委託が計量管理規程等で明確にされているのであれば可能です。ただし、外部機関の検査体制の適切性については、計量士が検査前に確認して下さい。 ※外部機関とは、指定検定機関、JCSS 認定事業者、修理事業者等をいう。</p>
Q10	自動はかりの検査に必要な能力をどのようにして習得すればよいか。指定にあたり計量士の能力を判断する基準はあるのか。
A10	<p>例えば、（一社）日本計量振興協会が行う予定としている計量士や適正計量管理主任者向けの自動はかりに係る技術講習会等を活用することなどが考えられます。</p> <p>なお、当該講習会等を受講しているか否かは、指定の基準とは関係ありません。計量法上、適管の指定にあたり、計量士に追加的な能力等を求め、これを判断するような規定はありません。</p>

定期的な検査に必要な検査設備	
Q11	適管の自動はかりに係る定期的な検査（法第128条第1号）には、基準器を用いる必要があるのか。
A11	<p>他の特定計量器と同様です。</p> <p>自動はかりのうち自動捕捉式はかりについては、平成31年3月に特定計量器検定検査規則が改正され、検査の基準として JIS B 7607 : 2018 が引用されています。当該 JIS の附属書 JA（検定）、附属書 JB（使用中検査）の規定で、試験荷重については、基準器ではなく実材料又は適切な疑似材料を用いることになっています。ただし、附属書 JC（検定に使用する器具）の規定において、計量値の決定には、管理用はかりとして基準はかり又は基準はかり以外のはかり（基準分銅、実用基準分銅又は施行規則第75条第2項第2号に規定する（JCSS 校正された）分銅を用いて補正）を使用することになっています。（ただし、取引証明用以外の自動はかりの定期的な検査においてはこの限りではありません。）</p> <p>実用基準分銅を用いる場合は、この J I S で引用している JIS B 7611-2 の附属書 J C 「実用基準分銅の管理方法」に基づき、「質量標準管理マニュアル」を作成し、計量士が検査を行う質量計が所在する場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長の承認を得てください。</p> <p>なお、ホップスケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについても、特定計量器検定検査規則の改正が行われ、検査の基準が定められました。今後、適管が行う取引又は証明に用いない自動はかりの使用検査の方法を規定し、使用実態に応じた検査方法及び公差を用いることができるよう緩和規定を追加することを予定しています。</p>
Q12	適管の自動はかりに係る定期的な自主検査に用いる検査設備を、外部から借り受けることは可能か。
A12	可能です。
検査の手順、検査設備の管理等を定めた社内文書の整備	
Q13	適管の計量管理規程等のどの部分を変更すべきか。
A13	<p>上記A6～A10の内容を踏まえて、自動はかりの計量管理にあたり変更が必要となる部分について変更してください。</p> <p>これまで管理してきた非自動はかりやその他の計量器の管理方法と自動はかりの管理方法が異なる部分があれば、適切に変更を加えることが必要です。</p>

検定有効期間（２年・６年の運用）	
Q14	適管の変更届出を行うよりも前に、自動はかりの検定を受検し合格した。検定証印の有効期間（２年）の途中で適管変更届出をした場合、次に検定を受けなければならないのはいつか。
A14	本紙３．のとおり、適管変更届出をした時点の検定証印有効期間は２年のままですが、当該２年の満了までに検定を受検して合格し、かつ、その次年度以降も適管を継続する場合は、以降の有効期間が「６年」となります。
Q15	適管が使用する自動はかりの検定証印の有効期間は６年とされているが、６年の途中で適管の指定が取り消された場合又は適管が廃止された場合、当該自動はかりの検定証印の有効期間はどうか。
A15	<p>適管以外で使用されている自動はかりの検定証印の有効期間である２年を過ぎた後に、指定が取り消された場合又は廃止された場合は、取消し又は廃止した日が当該自動はかりの検定証印の有効期間となります。</p> <p>よって、適管であった事業所で引き続き自動はかりを取引又は証明に使用する場合は、再検定を受け、これに合格したものとして新たな検定証印（有効期間は２年）を付されたものでなければなりません。</p> <p>検定証印の有効期間が通常２年か、適管の６年かを明確にするため、検定証印（はり付け印）の様式を定める告示を平成３１年３月に改正し、適管の指定を受けている事業所が自動はかりの検定に合格したときに貼り付ける検定証印の様式を追加しています。</p>